

平成26年環境省令第21号第1条自然公園法施行規則の一部改正との対比表

自然公園法施行規則の一部改正		高知県立自然公園条例施行規則一部改正	
第12条	特別地域内における許可又は届出を要しない行為	第17条	特別地域内における許可又は届出を要しない行為
追加 第27号の20	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。	追加 第101号	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。
追加 第27号18	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の二第一項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。	追加 第99号	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第9条の2第1項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。
第13条	特別保護地区内で許可又は届出を要しない行為	—	特別保護地区無し